

タコグラフ装着車両に関する走行表示規定変更

規定内容

車両総重量 8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体式で装着している車両についてタコグラフを新車時に取り付けたとみなし、実走行扱いとする。メーター交換の記載必要なし（「\$」マーク記載必要なし）。

適用要件

1. 車両総重量 8トン未満のトラック・最大積載量 5トン未満のトラック等法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両。（普通乗用車も含む）
2. タコグラフは、積算計と一体型のものが対象。
3. タコグラフを途中交換の場合は、交換記録（客観的に判断できる書類）を必要とする。記録が無い場合は、「メーター改ざん」扱いとする。
4. 中古タコグラフに交換の場合も交換記録（客観的に判断できる書類）を必要とする。記録が無い場合は、「メーター改ざん」扱いとする。

タコグラフの確認方法

1. タコグラフの製造年月日が対象車両の初年度登録年月日より以前の場合は、新車時に取り付けしたものとみなし、「実走行」扱いとする。
2. タコグラフの製造年月日が対象車両の初年度登録年月より以降の場合には、途中で取り付けをしたものとみなし、「メーター改ざん」扱いとする。
3. タコグラフ製造年月が確認できない場合は、出品店申告とする。
走行管理システムの過去のデータの取り扱いについて

1. 過去データがメーター改ざん・走行不明の場合、過去データの変更は基本的に行いません。

実施時期

平成 24 年 1 月 NAK 参加会場で実施